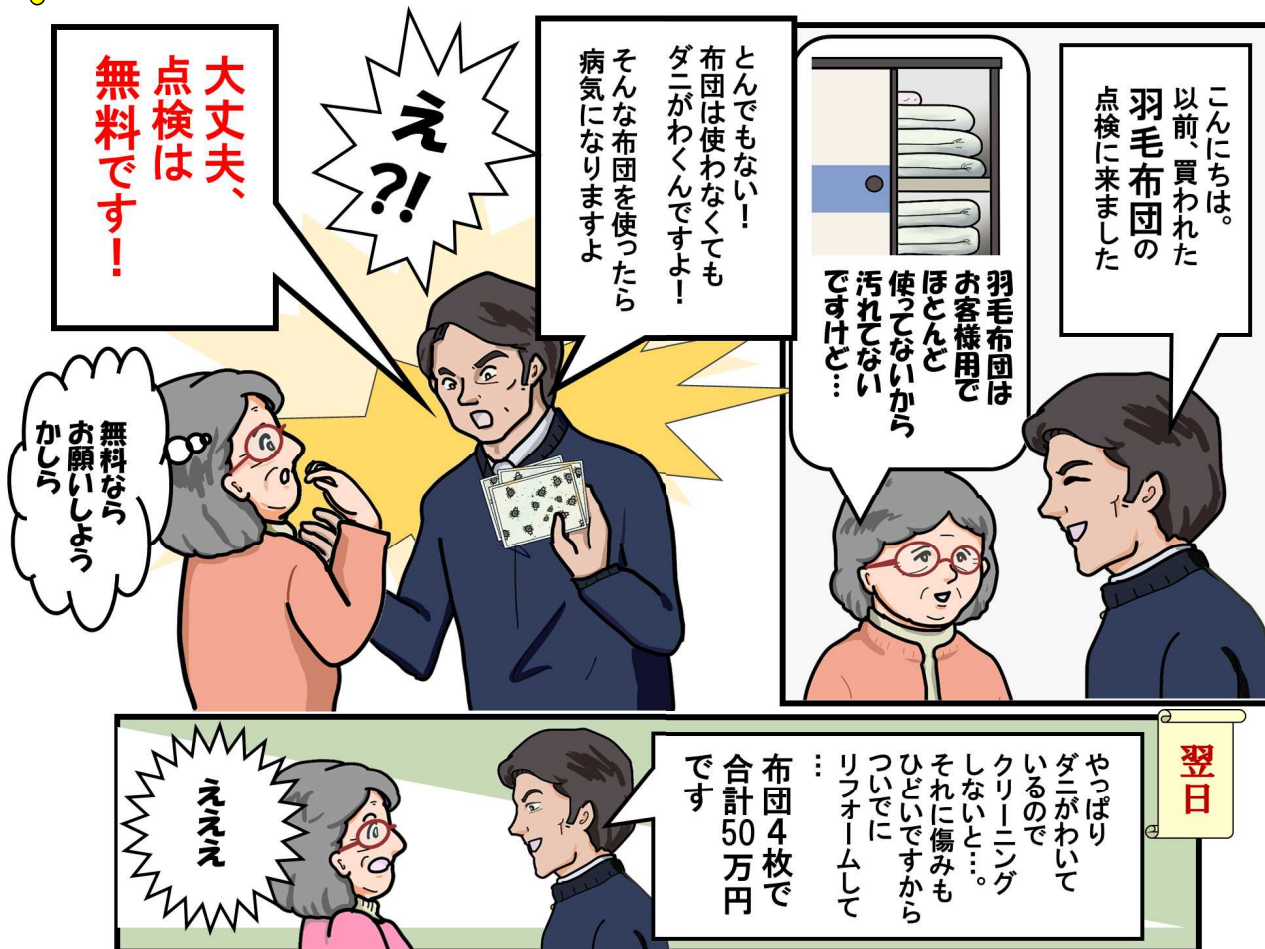




布団の無料点検商法に気をつけて！の巻



見守りポイント

- ◎「無料で点検」と言って訪問し、その後消費者の不安をあおって高額な契約をさせる点検商法です。
- ◎近所の一人暮らしの家庭などに、見慣れない業者が頻繁に訪れていたり、部屋の中に見慣れない段ボール箱や商品があれば、さりげなく聞いてみてください。

対処方法

- ◆訪問販売で契約した場合は、書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- (※布団を洗ってしまったと言われても訪問販売の場合は8日以内であれば費用負担なしでクーリング・オフできます)

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
073-433-1551
平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00(電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内
0739-24-0999
平日 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。